

中継共同物流拠点施設緊急整備事業実施要領

制定 令和6年12月18日 6新食第2049号
農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知

第1 通則

中継共同物流拠点施設緊急整備事業（以下「本事業」という。）の実施については、持続可能な食品等流通緊急対策事業補助金交付等要綱（令和6年12月18日付け6新食第2047号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、本要領の定めるところによるものとする。

第2 補助事業者の要件

第3の事業を行う者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 補助事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を適確に実施することができる能力及び体制を有する団体であること。
- (2) 補助事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、事業計画書、事業報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。
- (3) 補助事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- (4) 日本国内に主たる事務所を有し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- (5) 持続可能な食品等の流通の実現に取り組む関係者（農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体、販売流通業者、中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）第4条第1項に基づく認定を受けた卸売市場又は同項に基づく認定を受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。）の開設者、地方卸売市場（市場法第13条第1項に基づく認定を受けた卸売市場又は同項に基づく認定を受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。）の開設者、運輸業者、その他生鮮食料品等の流通に関わる事業者及び団体等をいう。）が設立した協議会の構成員であつて、次に掲げる者であること。

ア 農林漁業者の組織する団体（全国農業協同組合連合会、経済農業協同組合連合会及びこれに準ずる農業協同組合に限る。）

イ アに掲げる団体が主たる出資又は出えん者となっている法人

ウ 中央卸売市場の開設者

エ 地方卸売市場の開設者

オ 中央卸売市場又は地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であつて、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会

カ P F I 選定事業者

キ 特認団体（アからカまでに掲げる者以外の者であって、施設の導入等により持続可能な食品等の流通の実現が図られるものとして、農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）（以下「総括審議官」という。）が特に必要と認めるものをいう。以下同じ。）

（ア）特認団体は、次の①から④までに掲げる要件を全て満たす団体でなければならない。

① 主たる事務所の定めがあること。

② 代表者の定めがあること。

③ 定款、組織規約、経理規約等の組織運営に関する規約があること。

④ 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

（イ）特認団体の申請をする団体は、要綱第 5 第 1 項の交付申請書に基づき添付する中継共同物流拠点施設緊急整備事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を提出する際、別記様式第 1 号を併せて総括審議官に提出して、その承認を受けるものとする。

（6）その者の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、その他の団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）ではないこと。

（7）食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）第 5 条第 1 項に基づき食品等流通合理化計画の認定を受け、当該計画（以下「認定計画」という。）に従って施設の改良、造成又は取得（以下「整備」という。）を実施し、生鮮食料品等の流通網の強化を図ること。

（8）災害時の緊急事態であっても継続的に生鮮食品等を供給できるよう、また物流を中断せずに稼働できるよう、BCP（事業継続計画）を策定すること。

第 3 事業の内容等

1 事業の内容

我が国の物流における輸送力不足という構造的課題、令和 6 年に改正された食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）の下で国民一人一人の食料安全保障を確立するという喫緊の課題に対処するため、卸売市場等が、生鮮食料品等の流通網の強化に資する中継輸送、共同輸配送、モーダルシフトを、多様な関係者が一体となって行うために必要となる中継共同物流拠点施設の整備に必要な経費の一部を補助するものとする。

ただし、補助事業者が第 2（5）のウからカまでに掲げる者の場合であって、中継共同物流拠点施設と一体的に卸売市場施設を整備することが効果的かつ効率的と判断されるときは、卸売市場施設の整備に必要な経費の一部を補助するものとする。

2 事業の実施基準

事業の実施に当たっては、以下の基準を満たすこと。

(1) 中継共同物流拠点施設の補助事業者は、中継共同物流拠点施設を整備する場合は、次のア及びイの要件を満たす施設を整備すること。

ア 生鮮食料品等の物流の効率化を図るために、農林水産物の産地や卸売市場、販売流通業者、運輸業者等が連携して、中継輸送、共同輸配送、モーダルシフトを行うために必要な荷捌き場施設、コールドチェーンを確保する貯蔵・保管施設、搬送施設等を備えた施設であること。

イ 運搬車両及び物流の導線が効率的な施設であること。

(2) 卸売市場施設の整備

補助事業者は、卸売市場施設を整備する場合は、次のア及びイの要件を満たす施設を整備すること。

ア 品質・衛生管理を高度化した施設であること。

イ 物流を効率化した施設であること。

(3) P F I 事業の活用

事業の実施に当たっては、次のア又はイに掲げる場合に依拠して、P F I 事業を活用するものとする。

ア 地方公共団体が補助事業者となる場合であって、以下の要件の全てに該当するときは、原則としてP F I 事業の活用を図るものとする。

(ア) 当該施設の整備に要する工事費が10億円以上であること。

(イ) 当該施設の整備が既存の建造物に併設するものでないこと。

イ 施設の整備を実施するに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「P F I 法」という。）第7条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者（以下「P F I 選定事業者」という。）が事業を実施する場合は、以下の点に留意するものとする。

(ア) 地方公共団体において、P F I 法第5条に基づく実施方針を定め、かつ、認定計画に従って事業を実施するものであること。

(イ) P F I 法第14条第1項に基づく事業契約等を踏まえ、当該事業の適正かつ確実な実施の確保が見込まれること。

(ウ) 当該事業の実施に係る資金の確保が確実に見込まれること。

(エ) 他の卸売市場と統合を行う中央卸売市場又は地方卸売市場にあっては、取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること。

(オ) 地方公共団体は、この事業により整備を実施した施設について、P F I 法に基づく基本方針等を踏まえ、事業の目的に照らして、適正かつ効率的な管理運営の確保を図るものとする。

(4) 費用対効果分析

補助事業者は、事業の実施に当たっては、次のアからウまでの規定に基づき費用対効果分析を行うものとする。

ア 施設等の導入効果の測定は、整備されることとなる施設等を単位として行うものとする。

ただし、新設又は大規模整備等に係るものである場合にあっては、施設等ごとの導入効果を測定し、これを積み上げることにより事業全体の効果を測定するこ

とも可能とする。

イ 事業導入効果の測定手法は、別紙によるものとする。

ウ 事業導入効果の測定は、補助事業者が行うものとする。

(5) 整備の方針等

卸売市場施設の整備にあつては、施設の整備が、市場法第3条に定める卸売市場に関する基本方針等に照らして妥当なものであり、かつ、適切な規模及び機能を有するものであること。老朽化等による施設の機能低下を原状回復させるための修繕又は整備等は、本事業における施設の機能向上に該当しないものとする。このため、事業実施計画には、交付対象施設の機能向上に関する項目を記載し、施設の整備が機能向上を伴うものであることを明確にすること。

また、「今後の卸売市場整備の方向性骨子」（令和6年1月改訂）に即した施設の整備を行うこと。

(6) 物流の標準化・効率化、デジタル化・データ連携

施設においては、青果物流通標準化ガイドライン（令和5年3月）及び花き流通標準化ガイドライン（令和5年3月）に即して、パレット循環体制の構築、場内物流の改善体制の構築及び業務遂行の徹底、トラック予約システムの導入、デジタル化・データ連携、伝票の電子化、コード体系の標準化、物流の自動化・省力化等に向けた取組を推進すること。

(7) 共同輸配送の実施

中継共同物流拠点施設及び卸売市場施設（以下「中継共同物流拠点施設等」という。）の整備に当たり、卸売業者や仲卸業者による共同配送に向けた取組を推進すること。

(8) 衛生管理

食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の食品安全に関する法令に即して衛生管理を行うこと。

(9) 施設の取得

事業の実施に当たり施設を取得する場合は、次のア及びイに留意すること。

ア 施設の取得は、施設の整備を図る観点から効率的で必要かつやむを得ない場合とする。

イ 取得の対象となる施設は、取得後においても相当期間使用可能な施設とする。

(10) 実施設計費の配分方法等

実施設計の交付対象施設ごとの配分方法等については、次のとおりとする。

ア 実施設計費については、交付対象施設ごとの工事費の比率により配分するものとする。

イ 工事施工に係る設計監理、監督料については、アと同様の取扱いとするものとする。

ウ 設計委託以外の各種調査委託費については、原則としてアに準じた取扱いとするものとする。

エ 帰属する施設区分が明らかなものについては、該当する施設区分に含めるものとする。

(11) 共済制度等への加入

本事業により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に損失を補填し、円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。また、事業実施状況報告書に補助事業者の共済又は保険等への加入状況が分かる書類の写しを添付することとする。

(12) 施設の管理運営

補助事業者は、次のアからウまでの規定に基づき、施設の管理運営を行うものとする。

ア 補助事業により整備を実施した施設の管理運営は、補助事業者が行うものとし、施設を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

イ 補助事業者は、この事業により設置した施設の管理運営規程を定め、事業の目的に照らして適正かつ効率的に当該施設の管理運営を行うものとする。

ウ 補助事業者は、イの管理運営規程を定め、又は変更しようとするときは、総括審議官の承認を受けるものとする。

(13) その他

本事業を実施する場合は、以下の点に留意するものとする。

ア 中継共同物流拠点施設等の整備規模は、取扱数量の推移等の根拠に基づき算定すること。

イ 中継共同物流拠点施設等の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

ウ 原則として耐用年数がおおむね5年以上の施設の整備であること。

エ 工事の請負は、原則として競争入札に付して行うものであること。

オ 中継共同物流拠点施設の補助対象経費は、原則として当該地域の実情に即した現地実勢価格により算出するものであること。また、卸売市場施設の補助対象経費は、原則として当該卸売市場の開設者（地方公共団体以外の開設者にあっては、都道府県又は市町村）において使用されている単価等を基準として、当該地域の実情に即した現地実勢価格により算出するものであること。

カ 交付対象経費と交付対象外経費（事業の実施に必要な既存施設の解体及び撤去に要する経費等を含む。）を明確に区分できない場合は、面積等の条件に応じ按分計算等の方法を用いて、交付対象経費の額を算出すること。

第4 補助対象施設

補助対象施設は、別表1に定める施設とする。

第5 補助対象経費等

1 補助対象経費

本事業の補助対象経費及び補助率は、別表2に掲げるとおりとする。

2 上限建築単価

本事業の補助対象施設の上限建築単価は、別表3に掲げるとおりとする。

別表3の施設区分に掲げる施設にあっては、建物部分に限って、上限建築単価を超える部分の建築費は補助の対象外とする。

ただし、荷捌き場施設（売場施設、仲卸売場施設及び買荷保管・積込所施設を含む。）、貯蔵・保管施設及びパッキング施設（加工処理高度化施設を含む。）に係る防熱工事並びに機械設備、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、情報処理施設、防災施設及び附帯施設については、個々に積算することができるものとする。

3 留意事項

（1）補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分することができ、かつ、証拠書類によって金額等を確認できるものとする。

（2）次の経費は補助対象経費としない。

ア 国の他の補助事業等による支援を現に受け又は受ける予定となっている取組に係る経費

イ 補助事業者又はその構成員が自力により現に実施し、又は既に完了している取組に係る経費

ウ 事業の期間中に発生した事故又は災害のための経費

第6 事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和7年3月31日までとする。

第7 補助事業者の採択基準

補助事業者の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

（1）事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業の確実な遂行が見込まれるものであること。

（2）事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。

（3）補助事業者が、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

（4）事業費について、適正な資金調達が可能であること。

（5）同一の提案内容で他の補助金の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。

（6）環境負荷低減のクロスコンプライアンスへの対応として、次に掲げる手続を行うこと。

ア 本事業により施設を整備する場合は、受益者（卸売市場においては、当該施設を利用する全ての場内事業者をいう。以下同じ。）は、別添様式の環境負荷低減のチェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出すること。

イ 事業実施主体は、受益者からチェックシートを収集し、事業実施計画の提出と併せて総括審議官に提出すること。また、実際に取り組んだ内容をチェックした上で、

当該チェックシートを第 12 項第 1 項の事業実施状況の報告と併せて、総括審議官に提出すること。

第 8 評価基準

本事業の実施に必要な評価基準は別表 4 に掲げるとおりとする。

第 9 事業の成果目標及び目標年度

- 1 補助事業者は、事業実施計画において、本事業の成果目標を定めるものとする。
- 2 本事業の成果目標の目標年度は、施設の完成から 3 年以内とする。

第 10 事業実施手続

1 事業実施計画の作成

補助事業者は、別記様式第 2 号により事業実施計画を作成し、総括審議官に提出して、その承認を受けるものとする。また、事業実施計画の変更（要綱第 12 の軽微な変更を除く。）、中止又は廃止の承認申請に当たり、要綱第 11 の変更等承認申請書を提出する場合も同様とする。

なお、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料と重複するものは、その添付を省略できるものとする。

2 実施設計書の作成

- (1) 補助事業者は、事業実施計画等に基づき本事業を実施しようとするときは、あらかじめ議決機関による議決等所要の手続を行って事業の施行方法等を決定した上で、実施設計書を作成し、総括審議官に提出するものとする。
- (2) 補助事業者は、実施設計書の作成を設計事務所等に委託し、又は請け負わせることができるものとする。

第 11 事業の実施

1 事業の着手

- (1) 補助事業者は、要綱第 7 第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた後に本事業に着手するものとする。
- (2) (1) の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、要綱第 7 第 1 項の規定による交付決定の通知を受ける前に事業を実施する必要がある場合は、その理由を明記した別記様式第 3 号による交付決定前着手届をあらかじめ総括審議官に提出した上で取組を行うものとし、当該取組の後に要綱第 7 第 1 項の規定による通知を受けた範囲において、補助の対象とすることができる。
- (3) (2) の規定により交付決定の通知を受ける前に事業を実施する補助事業者は、交付決定の通知を受けるまでに実施する事業に関して、交付決定を受けられなかった場合は理由を問わず自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。

2 事業の事務の取扱い

事業の事務取扱い及び補助対象経費の取扱いは、別表 5 に掲げるとおりとする。

第12 事業実施状況の報告等

1 事業実施状況の報告

補助事業者は、事業終了後速やかに事業実施計画に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、出来高設計書とともに要綱第16第1項の実績報告書に添付して総括審議官に提出するものとする。

なお、総括審議官は、必要に応じ、補助事業者に事業実施状況の報告を求めることができる。

2 事業成果状況の報告

補助事業者は、事業終了年度の翌年度から目標年度までの毎年度、3月末日までに別記様式第4号により事業成果状況に係る報告書を作成し、総括審議官に報告するものとする。

3 指導

(1) 総括審議官は、第1項の事業実施状況報告の内容を確認し、事業の成果目標の達成が困難であると認める場合には、補助事業者に対し必要な指導を行うこととする。

(2) 総括審議官は、第2項の事業成果状況報告書により事業成果を確認し、事業実施計画に掲げた事業目標が達成されていないと認める場合には、補助事業者に対し必要な指導を行うものとする。

(3) 補助事業者は、総括審議官から成果目標達成に向けた改善の取組を求められた場合は、別記様式第5号の改善計画を作成し、総括審議官に提出するものとする。

第13 国の助成措置

1 国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助金を交付する。

2 国は、補助事業者に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助事業者に対し、交付金の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付された交付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

第14 収益納付

1 交付等要綱第23第1項の報告は、当該報告に係る年度の翌年度の3月末までに、別記様式第6号による収益状況報告書を総括審議官に提出してしなければならない。ただし、総括審議官は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。

2 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して1年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、それぞれの事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とし、総括審議官は、特に必要と認める場合にあっては、収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

附 則

1 本要領は、令和6年12月18日から施行する。

2 この通知の施行に伴い、中継共同物流拠点施設緊急整備事業実施要領（令和5年12月6日付け5新食第2131号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通

知)は廃止する。

- 3 2による廃止前の中継共同物流拠点施設緊急整備事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

(別紙)

費用対効果分析指針

費用対効果分析指針は、中継共同物流拠点施設緊急整備事業を目的とする取組（以下「本事業」と総称する。）に係るものとし、対象とする事業の範囲は、事業費が5,000万円以上とする。

1 実施単位

施設等の導入効果の測定は、中継共同物流拠点施設緊急整備の取組により整備されることとなる施設等を単位として行うものとする。

ただし、中継共同物流拠点施設緊急整備が新設又は大規模整備（持続可能な食品等流通緊急対策事業補助金交付等要綱（令和6年12月18日付け6新食第2047号農林水産事務次官依命通知）の別表2の補助率の欄の大規模整備に該当するものをいう。）等に係るものである場合にあっては、施設等ごとの導入効果を測定し、これを積み上げることにより事業全体の効果を測定することも可能とする。

2 事業導入効果の測定手法は、別添によるものとする。

3 実施主体

事業導入効果の測定は、補助事業者が行うものとする。

(別添)

第1 導入効果の算定方法

- 1 事業導入効果の測定は、原則として次式により行うものとする。

なお、既存施設等の廃用に伴う損失がある場合には、妥当投資額から廃用損失額を控除した額を総事業費で除することにより投資効率を算定するものとする。

$$\text{投資効率} = \frac{\text{妥当投資額} - \text{廃用損失額}}{\text{総事業費}}$$

- 2 妥当投資額の算定は、次により行うものとする。

- (1) 妥当投資額は、次式により算定するものとする。

$$\text{妥当投資額} = \frac{\text{年総効果額}}{\text{還元率}}$$

- (2) 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第2に掲げる効果項目ごとの年効果額を合算して算定するものとする。

また、第2以外の効果項目について、その発生が明らかであり、かつ算定が可能な場合は、効果の内容及び算定方法について審査した上で算定することができるものとする。

なお、効果を重複して計上することのないよう注意するものとする。

- (3) 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

$$\text{還元率} = \frac{i \times (1 + i)^n}{(1 + i)^n - 1}$$

$$i = \text{割引率} = 0.04$$

$$n = \text{総合耐用年数} = \frac{\text{事業費合計額}}{\text{施設等別年事業費の合計額}}$$

$$\text{ただし、施設等別年事業費} = \frac{\text{施設等別事業費}}{\text{当該施設耐用年数}}$$

- 3 廃用損失額の算定は、次式により算定するものとする。

$$\text{廃用損失額} = \text{既存施設の取得価格} \times \text{残存率}$$

$$\text{残存率} = (\text{耐用年数} - \text{使用年数}) \div \text{耐用年数}$$

ただし、耐用年数は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条の規定による処分の制限を受ける期間とする。

- 4 総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下費用の総額とする。

第2 投資効率の算定に用いる年総効果額

投資効率の算定に用いる年総効果額の算定は、次の第1項から第8項までに掲げる効果項目により行うものとする。なお、算定の基礎となる数値の算出根拠及びデータの出典も併せて記述するものとする。

- 1 取扱額等向上効果

- (1) 年効果額の算定方式等

ア 効果の内容

取扱額等向上効果とは、以下に掲げる効果をいう。

a 取扱量向上効果

当該施設の整備による、売場施設の拡大、取引の効率化等を通じ、食品流通拠点施設全体の取扱量が向上（増加）し、販売額が増加する効果をいう。

b 品質向上効果

当該施設の整備による、取扱品目の劣化低減、販売期間の延長等、取扱品目の品質保持の向上等を通じ付加価値が上昇し、販売額が増加する効果をいう。

イ 算定方法

a 取扱量向上効果

当該食品流通拠点施設全体の取扱量の向上に伴う収益増加分を年効果額として算定する。

b 品質向上効果

取扱品目の劣化低減、販売期間の延長等、取扱品目の品質保持の向上等による付加価値上昇に伴う収益の増加分を年効果額として算定する。

(2) 年効果額の算定表の様式

a 取扱量向上効果

① 施設面積等の拡大によるもの

施設 区分	取扱 品目 名	施 設 面 積			取 扱 数 量		効果 発生量 ⑥= ⑤-④	品目 単価 ⑦	増加収 益 ⑧= ⑥×⑦	年効果額	
		現況 ①	計画 ②	増減 ③= ②-①	現況 ④	整備後 ⑤				純益率 ⑨	⑩= ⑧×⑨
		m ²	m ²	m ²	t/年	t/年	t/年	千円/t	千円/年	%	千円/年
合 計											

② 取引の効率化等によるもの

施設 区分	効果要因	取扱品目名	取 扱 数 量		効果 発生量 ③= ②-①	品目 単価 ④	増加収 益 ⑤= ③×④	年効果額	
			現況 ①	整備後 ②				純益率 ⑥	⑦= ⑤×⑥
			t/年	t/年	t/年	千円/t	千円/年	%	千円/年
合 計									

b 品質向上効果

① 取扱品目の品質の劣化低減によるもの

施設 区分	効果要因	取扱 品目 名	年間 取扱 数量 ①	品質の劣化等による廃棄量			品目 単価 ⑤	増加収益 ⑥= ④×⑤	年効果額	
				現況 ②	整備後 ③	減少量 ④= ③-②			純益率 ⑦	⑧= ⑥×⑦
			t/年	t/年	t/年	t/年	千円/t	千円/年	%	千円/年
合 計										

② 取扱品目の品質向上による単価上昇によるもの

施設 区分	効果要因	取扱 品目 名	年間 取扱 数量 ①	品 目 単 価			増加収益 ⑤= ①×④	年効果額	
				現況 ②	整備後 ③	上昇額 ④=③-②		純益率 ⑥	⑦= ⑤×⑥
			t/年	千円/t	千円/t	千円/t	千円/年	%	千 円 / 年
合 計									

2 物流コスト削減効果

(1) 年効果額の算定方式等

ア 効果の内容

物流コスト削減効果とは、売場施設、駐車施設及び搬送施設等の整備による搬出入路の拡幅や場内動線の改善等により、配送車両の場内滞留時間、荷役作業の短縮及び配送作業の効率化など場内物流にかかる経費が削減される効果をいう。

イ 算定方法

現状の物流にかかる年経費（人件費、車両費等）と整備後の物流にかかる年経費を対比することにより年効果額を計測する。

(2) 年効果額の算定表の様式

施設区分	効果要因	現況の物流に係る年経費 ①	整備後の物流に係る年経費 ②	年物流コスト削減額 ③=①-②
		千円/年	千円/年	千円/年
合 計				

3 事務処理効率化効果

(1) 年効果額の算定方式等

ア 効果の内容

事務処理効率化効果とは、情報処理施設等の整備による、開設者と食品流通拠点施設関係事業者間の許認可申請、伝票等の作成、決済事務の合理化等を通じ、これにかかる経費が削減される効果をいう。

イ 算定方法

現況の事務処理業務にかかる年経費と整備後の事務処理業務にかかる年経費を対比することにより年効果額を計測する。

(2) 年効果額の算定表の様式

施設区分	効果要因	現況の事務処理業務に係る年経費 ①	整備後の事務処理業務に係る年経費 ②	年事務処理経費削減額 ③=①-②
		千円/年	千円/年	千円/年
合 計				

4 施設維持管理コスト削減効果

(1) 年効果額の算定方式等

ア 効果の内容

施設維持管理コスト削減効果とは、老朽化した旧施設を新たな施設に更新することにより、修繕費等の施設の維持管理コストが削減される効果をいう。

イ 算定方法

現状の施設の維持管理にかかる年経費と整備後の施設の維持管理にかかる年経費を対比することにより、年効果額を計測する。

(2) 年効果額の算定表の様式

施設区分	効果要因	現況の施設維持管理に係る年経費 ①	整備後の維持管理に係る年経費 ②	年施設維持管理コスト削減額 ③=①-②
		千円/年	千円/年	千円/年
合 計				

5 廃棄物処理削減効果

(1) 年効果額の算定方式等

ア 効果の内容

廃棄物処理削減効果とは、リサイクル施設等の衛生施設の整備により、廃棄物処理にかかる経費が削減される効果をいう。

イ 算定方法

現況の廃棄物処理にかかる年経費と整備後の廃棄物処理にかかる年経費を対比することにより年効果額を計測する。

(2) 年効果額の算定表の様式

施設区分	効果要因	現況の廃棄物処理に係る年経費 ①	整備後の廃棄物処理に係る年経費 ②	年廃棄物処理費削減額 ③=①-②
		千円/年	千円/年	千円/年
合 計				

6 施設活用効果

(1) 年効果額の算定方式等

ア 効果の内容

施設活用効果とは、施設整備の実施により、中継共同物流拠点施設を周辺の住民に対し提供を行う等、中継共同物流拠点施設の利活用により発生する効果をいう。

イ 算定方法

中継共同物流拠点施設の見学、研修等に開放することによる収益の増加額により、年効果額を計測する。

(2) 年効果額の算定表の様式

施設区分	施設利用形態	施設料等による収入 ①	年効果額 ②=①
		千円/年	千円/年
合 計			

7 施設耐震化効果

(1) 年効果額の算定方式等

ア 効果の内容

施設耐震化効果とは、以下に掲げる効果をいう。

a 復旧経費軽減効果

地震時の中継共同物流拠点施設倒壊等により生じる復旧に要する経費が軽減する効果をいう。

b 収入遺失軽減効果

地震時の中継共同物流拠点施設倒壊等により業務が停止した場合の収入の遺失を軽減する効果をいう。

c 資産損失軽減効果

地震時の中継共同物流拠点施設倒壊等により業務に必要な生鮮食料品等、設備、器具類等の損失を軽減する効果をいう。

イ 算定方法

以下 a ～ c に掲げる効果を算定した額に d で設定した地震発生確率を乗じ、年効果額を計測する。

a 復旧経費軽減効果

地震が発生した場合における当該施設の整備前後の倒壊等により原形復旧に係る金額を対比し被害額を計測する。なお、復旧には施設の撤去費、処分費等も考慮すること。

b 収入遺失軽減効果

地震が発生した場合における当該施設の整備前後の倒壊等により業務が停止することによる収入の遺失金額を対比し被害額を計測する。

c 資産損失軽減効果

地震が発生した場合における当該施設の整備前後の倒壊等により業務に必要な生鮮食料品等、設備、器具類等の損失金額を対比し被害額を計測する。

d 地震設定・発生確率

地震の発生する確率は地域ごとに異なることから、対象地域において強い揺れに見舞われる回数の期待値を効果額に乗じることにより各効果の適正な評価を行うものとする。

大規模地震の規模や発生確率が都道府県等の地域防災計画で設定されている場合は、これを準用するものとする。また、文部科学省地震調査研究推進本部では「確率論的地震動予測地図」を作成・公表しており、ポアソン過程※に従うと仮定して、地震発生確率を推定することも可能とする。

※ポアソン過程

地震や火事、事故のように、まれにしか発生しない事象は、その発生確率がポアソン分布に従うとされている。ポアソン過程では、年間の発生確率が x である事象が、 N 年間に k 回発生する場合、 N 年間に発生する確率は、「発生しない ($k = 0$) 場合」の排反事象となるので、次式で表される。

$$\begin{aligned} P r (k \geq 1) &= 1 - P r (k = 0) \\ &= 1 - e x p (-x \cdot N) \quad (1) \end{aligned}$$

例えば、今後 30 年間ににおける地震の発生確率が 65%とされているものとする。(1) に、 $N=30$, $P r=0.65$ を代入すると、単年度の発生確率(x)は 0.035 となる。

(2) 年効果額の算定表の様式

施設区分	復旧経費軽減額			収入遺失軽減額			資産損失軽減額		
	整備前 ①	整備後 ②	軽減額 ③=①-②	整備前 ④	整備後 ⑤	軽減額 ⑥=④-⑤	整備前 ⑦	整備後 ⑧	軽減額 ⑨=⑦-⑧
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

地震発生確率 ⑩	年効果額 (③+⑥+⑨) × ⑩
%/年	千円/年

8 その他の効果

第2第1項から第7項以外の効果で、大気汚染等の周辺環境の改善等、事業実施施設において独自に算定できることが可能な効果については、下記に記載することができるものとする。

<記載例>

- 1 ○○効果
 - (1) 効果の性質・考え方
 - (2) 効果の具体的な内容
 - ①定性的記述
 - ②具体的数値
 - (3) 効果把握に当たっての留意点
- 2 ○○効果
 - ・
 - ・

第3 投資効率等の総括

第2により計算した年効果額等は、以下の表にまとめるものとする。

1 年総効果額の総括

(単位：千円/年)

区 分	効 果 項 目	年 効 果 額
食品産業活性化効果	1 取扱額等向上効果	
	① 取扱量向上効果	
	② 品質向上効果	
食品流通コスト削減効果	2 物流コスト削減効果	
	3 事務処理効率化効果	
	4 施設維持管理コスト削減効果	
環境向上効果	5 廃棄物処理削減効果	
その他の効果	6 施設活用効果	
	7 施設耐震化効果	
	8 その他の効果	
合 計 (年総効果額)		

2 施設の総合耐用年数

(単位：千円)

施 設 名	耐用年数 ①	工 事 費 ②	年工事費 (減価額) ③=②÷①
計	—	④	⑤
総合耐用年数=④÷⑤ (小数点第2位四捨五入)			

3 廃用損失額

(単位：千円)

廃 用 施 設 の 名 称	廃 用 損 失 額
合 計	

4 投資効率の総括

区 分	算 式	数 値
総事業費	①	千円
年総効果額	②	円
総合耐用年数	③	千円/年
還元率	④	年
妥当投資額	⑤=②÷④	千円
廃用損失額	⑥	円
投資効率	⑦= (⑤-⑥) ÷ ①	千円

(注) 投資効率は小数点以下2桁まで求めるものとする。

第4 事業導入効果の測定の様式

補助事業者は、本要領別記様式第1号に準じて作成するものとする。

別表 1（第 4 関係）

補助対象施設の施設内容は次のとおりとする。

補 助 対 象 施設	施 設 内 容	卸売市場施設を一体的に整備する場合 の施設内容
荷捌き場 施設	中継輸送、共同輸配送、モーダルシフトの荷の積み下ろしに必要な荷捌き場施設	卸売場施設、仲卸売場施設、買荷保管・積込所施設及び荷捌き場施設
貯蔵・保管施設	中継輸送、共同輸配送、モーダルシフトの荷の一時保管のために必要な低温倉庫施設、多温度管理型の冷蔵庫施設、高度な鮮度保持機能等を有する冷蔵庫施設、コンピューターによる入出庫管理機能等を有する倉庫施設又は冷蔵庫施設及びその他の施設（荷捌き場施設、搬送施設、パッキング施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と複合的な構造となっている倉庫施設又は冷蔵庫施設	低温倉庫施設、多温度管理型の冷蔵庫施設、高度な鮮度保持機能等を有する冷蔵庫施設、コンピューターによる入出庫管理機能等を有する倉庫施設又は冷蔵庫施設及びその他の施設（売場施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と複合的な構造となっている倉庫施設又は冷蔵庫施設
駐車施設	駐車場	駐車場
構内舗装	駐車施設等（駐車施設のほか、荷捌き場施設、貯蔵・保管施設、搬送施設、衛生施設、情報処理施設、物流拠点管理センター、防災施設、パッキング施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と一体的に行う舗装	駐車施設等（駐車施設のほか、売場施設、貯蔵・保管施設、搬送施設、衛生施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と一体的に行う舗装
搬送施設	中継輸送、共同輸配送、モーダルシフトの荷の輸送、搬送のために必要な施設（場内物流効率化システム（自動荷捌き施設、自動搬送施設その他の搬送機能の高度化に資する施設）を含む。）及び搬送資材管理施設	輸送、搬送のために必要な施設（場内物流効率化システム（自動荷捌き施設、自動搬送施設その他の搬送機能の高度化に資する施設）を含む）及び搬送資材管理施設
衛生施設	じんあい、汚水等の廃棄物の処理等に必要施設であり、リサイクル処理施設、微生物処理施設その他の環境保全	じんあい、汚水等の廃棄物の処理等に必要施設であり、リサイクル処理施設、微生物処理施設その他の環境保全

	・衛生管理についての機能強化に資する施設	・衛生管理についての機能強化に資する施設
情報処理施設	L A N 幹線、サーバ、クライアント、アダプタ等情報ネットワーク通信基盤システム並びに同システムに接続される輸配送管理システム設備	L A N 幹線、サーバ、クライアント、アダプタ等情報ネットワーク通信基盤システム並びに同システムに接続されるせり機械設備及び入荷量等表示設備
うち交付の対象外のもの	ネットワーク通信システムに接続されない輸配送管理システム設備	ネットワーク通信システムに接続されないせり機械設備及び入荷量等表示設備
物流拠点管理センター	中継輸送、共同輸配送、モーダルシフトの積荷やトラックのコーディネートなどの管理・運営事務に必要な施設	管理事務、業者事務について、次のアからウまでに掲げるいずれかの機能強化に資する施設 ア 場内 L A N、危機管理システムの整備等インテリジェント化に対応していること。 イ 料理教室、見学者コーナー等一般市民に開放するための展示・見学施設、研修施設等利用高度化に対応していること。 ウ 省エネルギーシステム、食品品質管理システム、省力システム、労働環境の改善等高機能化されていること。
うち交付の対象外のもの	保健医療関係以外の福利厚生施設	保健医療関係以外の福利厚生施設
防災施設	防火、消火等災害を防止するための火災報知器、感知器、消火栓、スプリンクラー、消防署への直接連絡システム、避雷針等防災機能に資するための施設	防火、消火等災害を防止するための火災報知器、感知器、消火栓、スプリンクラー、消防署への直接連絡システム、避雷針等防災機能に資するための施設
パッキング施設	中継輸送、共同輸配送、モーダルシフトに必要な荷のパッキングや荷姿の調整に必要な施設	小分け処理施設、包装処理施設等加工処理を高度に行うことによって小売支援機能が付与される施設

附帯施設	他の施設（荷捌き場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、情報処理施設、物流拠点管理センター、防災施設、パッキング施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と一体整備する電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備（電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備に係る工作物を独立して整備する場合を含む。）	他の施設（売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と一体整備する電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備（電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備に係る工作物を独立して整備する場合を含む。）
上記施設の施設内容に準ずる施設	交付対象施設の欄の上記の施設に掲げる施設内容に準ずる施設であって、中継共同物流拠点機能の向上を図る上で特に必要であると都道府県知事が認める施設	交付対象施設の欄の上記の施設に掲げる施設内容に準ずる施設であって、市場機能の向上を図る上で特に必要であると都道府県知事が認める施設

別表 2（第 5 第 1 項関係）

補助対象経費及び補助率は次のとおりとする。

補助対象施設（※ 1）		補 助 率		
	卸売市場施設を 一体的に整備す る場合の施設	中央卸売市場の開設者による施設整備に要する経費のうち以下に係るもの 1 中継共同物流拠点施設の整備に要する経費 2 新たに設置する卸売市場施設の整備に要する経費（移転再整備を含む。） 3 卸売市場の大規模整備（※ 2）に要する経費	中央卸売市場の開設者による施設整備に要する経費のうち既に設置している卸売市場施設の整備であって、左記以外に要する経費	地方卸売市場の開設者又はその他の事業者及び団体による施設整備に要する経費
荷捌き場施設	卸売場施設、仲卸売場施設、買荷保管・積込所施設及び荷捌き場施設	4 / 1 0 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
貯蔵・保管施設	貯蔵・保管施設	4 / 1 0 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
駐車施設	駐車施設	4 / 1 0 以内	—	1 / 3 以内（※ 3）
構内舗装	構内舗装	1 / 3 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
搬送施設	搬送施設	4 / 1 0 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
衛生施設	衛生施設	4 / 1 0 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
情報処理施設	情報処理施設	4 / 1 0 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
物流拠点管理センター	市場管理センター	1 / 3 以内	—	1 / 3 以内（※ 3）
防災施設	防災施設	1 / 3 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
パッキング施設	加工処理高度化施設	4 / 1 0 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
附帯施設		1 / 3 以内	—	1 / 3 以内（※ 3）
上記施設の施設 内容に準ずる施設		1 / 3 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内

※ 1 施設に係る工作物

衛生施設、防災施設及び附帯施設に含まれる工作物（以下「衛生施設等」という。）については、荷捌き場施設、卸売場施設、仲卸売場施設、買荷保管・積込所施設、貯蔵・保管施設、駐車施設（立体駐車場及び地下駐車場に限る。）、物流拠点管理センター、市場管理センター、パッキング施設及び加工処理高度化施設と一体的に整備する場合には、それぞれ当該施設に含まれる工作物として取り扱うことができるものとする。その場合の当該衛生施設等の補助対象施設は、交付対象施設ごとの建築延べ面積（2 階以上にわたるものであるときは、2 階以上の部分についての延べ床面積を加えるものを

いう。)を比較し、その面積が最大の施設とする。

※2 大規模整備

(1) 既に設置している卸売市場施設の整備であって、次に掲げる全ての条件に該当するものとする。

ア 荷捌き場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設及び構内舗装（以下「荷捌き場施設等」という。）を主体とした整備であること。

イ 当該整備によって荷捌き場施設等の機能が向上する部分の建築延べ面積（荷捌き場施設等が2階部分以上にわたるものであるときは、当該2階部分以上についての延べ床面積を加えるものとする。）が、当該整備を着手した日の属する年度の前年度末における荷捌き場施設等の建築延べ面積の2分の1以上又は20,000平方メートル以上に相当するものとなるものであること。

ウ 当該整備を着手した日の属する年度以降、事業実施計画に即した事業内容につき継続的に実施されるものであること。

(2) 大規模整備に係る搬送施設、衛生施設、情報処理施設、物流拠点管理センター、防災施設、パッキング施設、附帯施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設については、荷捌き場施設等の工事と工程上一体として、あるいは、機能上併行して行わなければならない施設とする。

(3) 大規模整備である場合は、補助事業者が作成する事業実施計画等に、(1)に規定する大規模整備の条件に合致する理由及び(2)に規定する施設である理由を記載すること。

※3 補助対象条件

地方卸売市場の新設に限り補助対象とする。

別表 3（第 5 第 2 項関係）

補助対象施設の上限建築単価は次のとおりとする。

下表に掲げる施設にあつては、建物部分に限って、上限建築単価を超える部分の建築費は補助の対象外とする。

ただし、荷捌き場施設（卸売場施設、仲卸売場施設及び買荷保管・積込所施設を含む）、貯蔵・保管施設及びパッキング施設（加工処理高度化施設を含む）に係る防熱工事並びに機械設備、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、情報処理施設、防災施設及び附帯施設については、個々に積算することができるものとする。

施設区分	構 造	上限建築単価		
		一般地域	多雪地域	沖縄地域
		円/㎡	円/㎡	円/㎡
荷捌き場施設（卸売場施設、仲卸売場施設及び買荷保管・積込所施設を含む）	鉄骨構造(平屋)	113,000	124,000	124,000
	鉄骨構造(重層)	132,000	145,000	145,000
	鉄筋コンクリート構造(平屋)	125,000	125,000	138,000
	鉄筋コンクリート構造(重層)	202,000	202,000	223,000
貯蔵・保管施設（倉庫施設）				
駐車施設				
物流拠点管理センター（市場管理センターを含む）				
パッキング施設（加工処理高度化施設を含む）				
上記施設の施設内容に準ずる施設				
貯蔵・保管施設（冷蔵庫施設）	鉄骨構造	159,000	174,000	174,000
	鉄筋コンクリート構造	189,000	189,000	208,000

別表 4（第 8 関係）

評価基準

1 継続事業分に対する配分

事業期間が複数年の事業の 2 年度目以降の実施に係る補助金（当初の事業実施計画の範囲内に限る。）は優先的に配分する。

2 評価基準に応じた配分

（1）予算額から 1 に要する額を減じた額の範囲内で、事業実施計画について、別添に基づき算定したポイントの高い順に、上位から補助金を配分する。

（2）（1）により配分した結果、配分可能額が事業実施計画の補助金額を下回る場合には、当該配分可能額の範囲内で配分する。

なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、補助金額の小さい事業実施計画に当該配分可能額の範囲内で配分する。

（3）配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画を提出することはできないものとする。

ただし、自然災害等やむを得ない事情があると総括審議官が認める場合は、この限りではない。

別表4（別添）

評価基準

- 1 評価項目のそれぞれについて自己評価を行い、自己評価における判断の内容を記載すること。
- 2 2の（2）から（4）にあっては、該当する取組にのみ配点すること。

評価項目		配点	自己評価	自己評価における判断内容
1 物流の効率化				
(1)	施設の一方通行化、入退場口の分離等物流動線の整理によりスムーズな入退場、荷役が可能となる施設である。	15		
(2)	荷待ちが生じない十分な荷下ろし場所・箇所数の確保した施設である。 （十分なフォークリフト台数の確保を含む。）	10		
(3)	天候に左右されない荷捌きが行える施設である。	10		
(4)	フォークリフトによる荷役作業スペースの確保、パレットデポスペースの確保等、パレット化を前提とした施設である。	10		
(5)	共同輸送による大ロット化を前提とした施設である。	10		
(6)	バリアフリーで円滑な物流動線、十分なピッキングスペースの確保、作業環境に配慮した施設である。	10		
(7)	想定取扱数量に対して場内が混雑しない余裕のある導線の面積を確保した施設である。	5		
(8)	多様な作業にフレキシブルに対応できる共用部分を確保した施設である。	5		
(9)	船舶、貨物列車との接続を踏まえた荷捌き、バンニング（コンテナの積込み）に対応した施設である。	5		
(10)	トラック予約システムの導入により、荷待ち時間の短縮、計画的な荷の搬入出を推進する取組である。	5		
(11)	パレット管理ルールを策定する取組である。	5		
(12)	ワンストップで荷下ろしができる共同荷受け（産地への集荷を含む）の推進及び共同配送を推進する取組である。	5		
(13)	共同作業のスペース化、利用しない時間帯の多目的利用を推進する取組である。	5		
2 品質・衛生管理の高度化				

(1)	搬入から搬出までの温度管理を適切に行える閉鎖型施設又はこれに準じる施設（ドッグシェルター、プラットフォーム）である（常温管理のものは分けても良い。）。	15		
(2)	ISO22000の認証を取得して、衛生面を含めた食品安全管理を行う取組である。	5		
(3)	搬入出・保管・輸送の行程において、食品衛生管理の手法HACCPの考えに基づく衛生管理の規範が策定され、規範に基づく品質・衛生管理の徹底を推進する取組である。	3		
(4)	「卸売市場における品質管理の高度化に向けた規範策定のためのマニュアル」（平成 18年度卸売市場整備新基本方針実施状況実態調査委託事業、平成 19 年 3 月策定）等に基づく「品質管理の高度化に向けた規範」が策定され、規範に基づく品質・衛生管理の徹底を推進する取組である。	1		
3 データ連携・デジタル化				
(1)	荷の発着情報、トラックの配車、荷の管理等を効果的に行うための産地や運送業者等とのデータ連携システムを導入する取組である。	10		
(2)	人手不足の解消・省力化を図るため、AGV等の自動搬送システム、自動ラック等を導入する取組である。	5		
(3)	検品の自動化・省力化、RFIDタグの活用、伝票の電子化等を推進する取組である。	5		
4 実需者ニーズへの対応				
(1)	小売店、外食、加工業者等の実需者ニーズや需要の変化に対応した小分け、パッケージング、プレック等に対応した施設である。	5		
5 防災・環境への対応				
(1)	想定される自然災害等に対して、施設の耐震化、耐水化、耐風化に取り組み、災害に強い施設である。	5		
(2)	災害時においても食料の安定供給を維持するため、非常用電源設備を導入した施設である。	5		
(3)	EVトラック、電動フォークリフト、電動ターレ等に給電できる給電設備を導入した施設である。	5		
(4)	食品加工による食品ロスの削減もしくは施設内で発生する食品残渣等を原料としたバイオマス発電、肥料等への再利用等を推進する取組である。	5		
合計		165	0	

※ 「2 品質・衛生管理の高度化」の（2）から（4）は、該当するいずれかに配点すること。

別表5（第11第2項関係）

事業の事務取扱い及び補助対象経費の取扱いは次のとおりとする。

第1 施行方法

事業は次の1から4までに掲げるとおり直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行によって実施するものとし、1つの事業については1つの施行方法により実施することを原則とする。

ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、1つの事業について工種又は施設等の区分を明確にして2つ以上の施行方法により施行することができるものとする。

なお、製造請負工事を伴わない建設工事の施行方法は、原則として請負施行によるものとする。

1 直営施行

直営施行においては、補助事業者は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

2 請負施行

請負施行においては、補助事業者は、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次により行い、適正を期するものとする。

（1）請負方法

ア 工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあつては、あらかじめ、事務取扱様式第1号により、その理由、選定方法等を総括審議官に報告し、適正な契約手続を確保するための必要な指示を受けた上で、指名競争入札に付するものとする。

なお、競争に参加する者はなるべく10者以上指名することとする。また、補助事業者は、入札終了後、速やかにその結果を事務取扱様式第2号により、総括審議官に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあつては、随意契約によることができるものとする。なお、aの場合にあつては、競争入札に付し難い理由を、あらかじめ、事務取扱様式第1号により、総括審議官に報告し、適正な契約手続を確保するための必要な指示を受けるものとする。

また、b又はcに掲げる場合にあつては、契約保証金及び履行期限を除き、

競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

a PFI事業であって補助事業者が公共施設等の管理者等との協定等に基づき実施する場合

b 一般競争入札に付して入札者がいない場合

c 指名競争入札に付して落札に至らなかった場合

補助事業者は、契約手続の透明性を確保するため、補助対象経費に係る契約に関し、競争契約による入札結果については全入札者及び入札金額を、随意契約については契約の相手方及び契約金額を、閲覧等の方法により原則公表するものとする。

イ 工事の指導監督

補助事業者は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施行・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、補助事業者は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

ウ 工事の検査及び引渡し

補助事業者は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。

この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

3 委託施行

委託施行においては、補助事業者は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。

また、委託施行とする場合は、議決機関による議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

4 代行施行

代行施行においては、補助事業者が、事業の施行管理能力を有する設計事務所との間で、施設等の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検

討、工事の施行、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して補助事業者に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、補助事業者及び受託代行者は、事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

（１）代行施行の選択

補助事業者は、代行施行を選択する場合は、事務取扱様式第３号により、代行施行によることの理由を明確にし、議決機関による議決等所要の手続を行うものとする。

（２）代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあつては、あらかじめ、事務取扱様式第１号により、その理由、選定方法等を総括審議官に報告し、適正な契約手続を確保するための必要な指示を受けた上で、指名競争入札に付するものとする。

なお、競争に参加する者はなるべく 10 者以上指名することとする。また、補助事業者は入札終了後、速やかにその結果を事務取扱様式第２号により、総括審議官に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあつては、随意契約によることができるものとする。なお、a 又は b に掲げる場合にあつては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

a 一般競争入札に付して入札者がいない場合

b 指名競争入札に付して落札に至らなかった場合

補助事業者は、契約手続の透明性を確保するため、補助対象経費に係る契約に関し、競争契約による入札結果については全入札者及び入札金額を、随意契約については契約の相手方及び契約金額を、閲覧等の方法により原則公表するものとする。

（３）建設委員会の設置等

代行施行においては、補助事業者及び受託代行者の連携を緊密にし、本事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、補助事業者及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、当該工事等の施工管理担当者を定め、これを補助事業者に通知するものとし、補助事業者及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

（４）施工業者の選定

建築施工業者、機械、施設の製造請負人の選定は、補助事業者及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正

を期するものとする。

また、補助事業者は施工業者選定後、速やかにその結果を事務取扱様式第2号により、総括審議官に報告するものとする。

補助事業者は、契約手続の透明性を確保するため、補助対象経費に係る契約に関し、競争契約による入札結果については全入札者及び入札金額を、随意契約にあつては契約の相手方及び契約金額を、閲覧等の方法により原則公表するものとする。

(5) 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ、補助事業者と協議するとともに、本事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格をもって使用されることにより事業費の低減を図ることを旨として、決定するものとする。

(6) 工事監督

受託代行者は、(4)により施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。

また、(3)の施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

(7) 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合には試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを補助事業者に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

(8) 精算

補助事業者は、受託代行者から施設の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払いを含む精算を行うものとする。

第2 契約の適正化

本事業に係る契約については、第1に定めるもののほか「補助金等予算執行事務

に関する適正化措置について」（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、契約の手續等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

1 入札の公告

一般競争入札については、公告期間は10日間以上(土日祝祭日を含まない)を確保するものとし、公告は補助事業者のホームページ、掲示その他の方法により行い、広く周知に努めるものとする。

2 利益等排除

本事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、本事業の実績額の中に補助事業者の利益相当分が含まれることは補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、以下のアからウまでに掲げる場合には、それぞれ当該するアからウまでに定める利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとする。

ただし、100%同一の資本に属するグループ会社及び関連会社以外の者を含む2者以上の応札の結果、当該会社が落札した場合は、利益等排除は不要とする。

利益等排除の対象範囲は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いて判断するものとする。

ア 補助事業者の自社調達の場合は、原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合取引価格をもって補助対象額とする。

ただし、交付額の上限は当該調達品の製造原価とし、当該製造原価が証明できない場合は、交付対象としない。

ウ 補助事業者の関係会社からの調達の場合、取引価格をもって補助対象経費に計上する。

ただし、交付額の上限は当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額とし、当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額が証明できない場合は、交付対象としない。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されることを要するものとする。

3 社会保険への加入徹底等

補助事業者は、建設工事を発注する際に、請負代金内訳書において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費の記載を明示させるものとする。

なお、施工業者に対し、工事の施工について、社会保険加入企業に限定する旨の「誓約書」を提出するよう働きかけるものとする。

4 談合等不正行為の防止

（1）補助事業者（受託代行者を含む。（3）から（5）までにおいて同じ。）は、「工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年10月24日付け7経第1492

号農林水産事務次官依命通知) 第 54 条の 2 (A) を例として、本事業に係る工事の請負契約又は代行施行契約等の契約書に、談合等不正行為があった場合の違約金等に係る条項を設けるなど、談合等不正行為の防止に努めるものとする。

- (2) 本事業に係る工事において、刑法の競争入札妨害罪、談合罪等により関係者が起訴された場合又は公正取引委員会の排除措置命令若しくは課徴金納付命令が出された場合は、総括審議官は、「補助事業等における談合等の不正行為に係る違約金等の取扱いについて」(平成 19 年 11 月 20 日付け 19 経第 1245 号農林水産省大臣官房経理課長通知) に基づき、速やかに必要な手続等を行うものとする。
- (3) 補助事業者は、本事業に係る工事の請負契約又は代行施行契約の入札又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に当たっては、「談合等により指名停止を受けている事業者の補助事業等における取扱いについて」(平成 27 年 1 月 26 日付け 26 経第 1258 号農林水産省大臣官房長通知) に基づき(地方公共団体にあつては準じて)、競争入札等に参加しようとする者に対し、農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させないものとする。
- (4) 補助事業者は、本事業に係る工事の競争入札等に当たっては、競争入札等に参加しようとする者に対し、事業実施年度(複数年の場合には初年度)の前年度に会計検査院から不当事項として指摘された工事等への関与の有無及び経緯に係る申立書の提出を求め、関与が認められる場合には、補助事業者は当該者を競争入札等に参加させないことができる。
- (5) 補助事業者は、役職員による秘密情報(役職員が競争入札等の業務において職務上知り得た秘密をいう。以下同じ。)の漏えい防止措置(以下「秘密情報漏えい防止措置」という。)を講ずるものとする。

また、補助事業者は、当該職員に対し秘密情報の漏えいを防止すべき旨を周知徹底するものとする。

- (6) 補助事業者は、代行施行契約に係る競争入札等の公告時において、契約の相手方となる者は契約締結時までに秘密情報漏えい防止措置を講ずることとする旨を提示する。

また、契約時には、相手方から情報管理の方法を定めた規程等を提出させることにより、当該相手方が秘密情報漏えい防止措置を講じていることを確認するものとする。

5 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- (1) 補助対象経費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする(補助対象外経費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、補助対象経費については区分を明確にしておくこと)。
- (2) 事業費の支払いは、工事請負人等からの支払い請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- (3) 金銭の出納は、金銭出納簿等及び金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- (4) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにし

ておくこと。

6 未しゅん功工事の防止

施設等の整備について、補助事業者は、「未しゅん功工事について」（昭和 49 年 10 月 21 日付け 49 経第 2083 号農林事務次官依命通知）、「未しゅん功工事の防止について」（昭和 55 年 3 月 1 日付け 55 経第 312 号農林水産大臣官房長通知）及び「未しゅん功工事の防止について」（昭和 55 年 10 月 30 日付け 55 経第 1995 号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとし、必要に応じて予算の繰越し等の手続を行うものとする。

第3 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届

補助事業者は、工事が完了したときは、速やかにその旨を事務取扱様式第 4 号により、総括審議官に届け出るものとする。

総括審議官は、必要に応じ本事業に係る事業のしゅん功検査等を実施し、不適正な事態がある場合は手直し等の措置を指示し、本事業の適正を期するものとする。

2 事業の実績報告

補助事業者は、本事業が完了したときは、実績報告書に出来高設計書等を添付して総括審議官に報告するものとする。

なお、総括審議官は当該報告がなされた場合、交付決定に基づく本事業が適正に完了したことを確認するものとする。

3 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届又は建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、補助事業者は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第4 関係書類の整備

補助事業者は、本事業の実施に係る、次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。

1 予算関係書類

(1) 事業実施に関する議会（総会）の議事録及び代行施行の選択（事務取扱様式第 3 号）

(2) 予算書及び決算書

(3) その他

2 工事施工関係書類

（直営の場合）

(1) 実施設計書、出来高設計書

(2) 工事材料検収簿、同受払簿

(3) 賃金台帳、労務者出面簿

(4) 工事日誌及び現場写真

(5) その他

(請負の場合)

(1)実施設計書、出来高設計書

(2)入札てん末書

(3)請負契約書

(4)工事完了届及び現場写真

(5)その他

3 経理関係書類

(1)金銭出納簿

(2)分(負)担金徴収台帳

(3)証拠書類(見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等)

(4)その他

4 往復文書

交付申請から実績報告に至るまでの申請書類、交付決定に当たっての書類及び設計書等

5 施設管理関係書類

(1)管理規程又は利用規程

(2)財産管理台帳

(3)その他

第5 補助対象経費の内容、構成及び積算

1 補助対象経費の内容

工事費(機械器具費、取得費を含む。以下同じ。)、実施設計費及び工事雑費

2 補助対象経費の構成

補助対象経費の構成は、別表第1を標準とする。

3 補助対象経費の積算及び取扱い

補助対象経費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、1事業が2以上の施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行については、補助対象経費の構成・積算等に当たり、諸経費(現場管理費、一般管理費等)を計上しないものとする。

その他の工事費の積算等については、請負施行に準ずるものとする。

また、建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

(1) 工事費

ア 積算の方法

a 工事費は、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、機械器具は、本機、附属作業機等に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び

一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとし、また、機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができるものとする。

- b 工事価格の積算は、原則として、国土交通省が定める官庁営繕関係統一基準に準じて行うものとする。

イ 支給品費

- a 支給品費は、請負施行及び委託施行にあつては補助事業者が、代行施行にあつては受託代行者が、請負人等に、原則として無償で支給する工事材料費とし、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。
- b 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。
- c 補助事業者又は受託代行者が、請負人等に対し、工事材料費の支給に代えて工事材料を支給する場合であつて、工事材料を支給することが工事費の低減になるときは、原則として、支給した工事材料を支給品費として積算するものとする。

ウ 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物の各種の直接工事に共通して必要な別表第2に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

エ 諸経費

- a 諸経費は、請負施行、委託施行及び代行施行においては請負人等が必要とする、別表第3に掲げる現場管理費及び別表第4に掲げる一般管理費等とする。
- b 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。

オ 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

(2) 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用をいう。）及び設計費（設計に必要な費用をいう。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、補助対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあつては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

(3) 工事雑費

工事雑費は、補助事業者が事業を実施するに伴い、現地事務所等において、直

接必要とする別表第 5 に掲げる使途基準を満たす経費とし、事業の施行態様に応じて積算するものとする。その額は、原則として、工事価格及び実施設計費の合計額の 3.5 パーセントに相当する額以内とする。

第 6 整備した施設等の管理運営等

補助事業者は、補助金の交付を受けて整備した施設等（以下「施設等」という。）を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即しても効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

補助事業者は、管理運営を他の者に委託する場合には、管理の委託を受ける者との間で、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

2 管理方法

- (1) 補助事業者は、施設等の管理状況を明確にするため、財産管理台帳を備え置くものとする。
- (2) 補助事業者は、その管理する施設等について、所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努めるものとする。特に、補助金の交付を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意するものとする。
- (3) (2) の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。

ア 事業名及び目的

イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量

ウ 設置場所

エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名

オ 利用者の範囲

カ 利用方法に関する事項

キ 利用料に関する事項

ク 保全に関する事項

ケ 償却に関する事項

コ 必要な資金の積立に関する事項

サ 管理運営の収支計画に関する事項

シ その他必要な事項

- (4) 補助事業者は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

3 財産処分等の手続

- (1) 補助事業者は、施設等について、その処分制限期間（都道府県が補助事業者である場合にあっては農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）別表に規定する処分制限期間、その他のものが補助事業者である場合にあっては減価償

却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、適正化法第 22 条に基づく財産処分として、当該施設等を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊そうとするとき等は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところにより、総括審議官の承認を受けなければならない。

（２）災害の報告

ア 補助事業者は、天災その他の災害により、本事業が予定の期間内に完了せず、又は遂行が困難となった場合は、事務取扱様式第 5 号により、速やかにその旨を総括審議官に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、総括審議官は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

イ 前号の報告の後、当該施設等の復旧が不可能であると判断した場合にあっては、承認基準の定めるところにより、総括審議官に報告を行い、その確認を受けるものとする。

4 増築等に伴う手続

補助事業者は、施設等の移転、更新、生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、事務取扱様式第 6 号により、総括審議官に届け出て、必要に応じその指示を受けるものとする。

別記様式第1号（第2関係）

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

特 認 団 体 承 認 申 請 書

- 1 事業名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度（ 月 ～ 月 ）
- 7 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・中 小 企 業 の 別	従業員数	資本金	年間販 売額	主 要 事 業	備考

（注）生産者団体等については、これに準じた様式とすること。

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項
- 11 添付書類
 - （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（又はこれに準ずるもの）、総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
 - （3）その他参考資料

中継共同物流拠点施設緊急整備事業
実施計画

（令和〇〇年度～令和〇〇年度）

事業実施年度： 年度

補助事業者名：

所在地：

本要領に定める書式の外、必要に応じて補足資料を添付すること。

(工事工程表)

[illegible]

(実施計画)

区 分			構造 S造 RC造 O造	階層 平屋 O階	延べ面積 (㎡)、数 量等	全 体 計 画 (〇〇〇〇年度～〇〇〇〇年度)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
						全 体 事 業 費				補 助 対 象 経 費				補助 率	財 源 内 訳																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
						工 事 費		実施設計費(円)	工事雑費(円)	計(円)	工 事 費		実施設計費 工事雑費(円)		計(円)	補助金(円)	市町村費(円)	都道府県費(円)	その他(円) (〇〇)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
						単価 (円)	計 (円)				計算単価 (円)	計 (円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
補助対象施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					</

区 分			構造 S造 RC造 O造	階層 平屋 O階	延べ面積 (㎡)、数 量等	(〇〇〇〇年度)												財 源 内 訳			
						全 体 事 業 費				補 助 対 象 経 費				補 助 率							
						工 事 費		実施設計費(円)	工事雑費(円)	計(円)	工 事 費		実施設計費 工事雑費(円)		計(円)						
補助対象施設			単価 (円)	計 (円)	計算単価 (円)	計 (円)	補助金(円)				市町村費(円)	都道府県費(円)		その他(円) (〇〇)							
荷捌き 場施設	卸売場施設	建物																			
		機械																			
	仲卸売場施設	建物																			
		機械																			
	買荷保管・積込所施設	建物																			
		機械																			
荷捌き場施設	建物																				
	機械																				
保管・貯蔵 施設	倉庫施設	建物																			
	機械																				
	冷蔵庫施設	建物																			
	機械																				
駐車施設																					
構内舗装																					
搬送施設																					
衛生施設		建物 設備																			
情報処理施設																					
物流拠点管理センター																					
防災施設																					
パッキング施設		建物 機械																			
附帯施設																					
上記の施設内容に準ずる施設（～詳細～）																					
小 計																					
合 計																					
補 助 対 象 外																					
	小 計																				
用 地																					
総 計																					

施設規模新旧対照表

補助対象施設		現有施設 構造・階層	A	整備後施設 構造・階層	B	B/A
		〇〇〇〇年〇月末時点	現有面積 (㎡)	〇〇〇〇年〇月末予定	予定面積 (㎡)	変化率 (%)
荷捌き場施設	卸売場施設					#DIV/0!
	仲卸売場施設					#DIV/0!
	買荷保管・積込所施設					#DIV/0!
	荷捌き場施設					#DIV/0!
	小計		0.00㎡		0.00㎡	#DIV/0!
保管・貯蔵施設	倉庫施設					#DIV/0!
	冷蔵庫施設					#DIV/0!
	小計		0.00㎡		0.00㎡	#DIV/0!
駐車施設						#DIV/0!
構内舗装						#DIV/0!
搬送施設						#DIV/0!
衛生施設						#DIV/0!
情報処理施設						#DIV/0!
物流拠点管理センター						#DIV/0!
防災施設						#DIV/0!
パッキング施設						#DIV/0!
附帯施設						#DIV/0!
上記の施設内容に準ずる施設(～詳細～)						#DIV/0!
計			0.00㎡		0.00㎡	#DIV/0!

※重層の場合、2階以上の延べ床面積を加えた面積とする

(実施設計費の内訳)

事業年度	〇〇〇〇年度
------	--------

		事業費（円）	比率（％）	実施設計費（円）	うち 設計費（円）	うち 監理料（円）	備 考
補助対象経費	荷捌き場施設						
	貯蔵・保管施設						
	駐車施設						
	構内舗装						
	搬送施設						
	衛生施設						
	情報処理施設						
	物流拠点管理センター						
	防災施設						
	パッキング施設						
	附帯施設						
	上記の施設内容に準ずる施設						
	補助対象経費分 計	-	0.00%	-	-	-	
補助対象外経費分 計							
合 計		-	0.00%	-	-	-	

(注)補助対象外施設の整備に係る実施設計費を補助対象経費に算入しないように、必ず切り分けること。

補助対象施設の整備内容

N o	補助対象施設	施設内容	整備 区分	整備内容	整備施設の活用方法	既存施設の 撤去の有無
1						
2						

(記入要領)

- ・施設内容・・・整備を実施する具体的な施設名、設備名、機械名を記載
- ・整備区分・・・改良、造成、取得から選択
- ・整備内容・・・整備する施設の仕様（規模、数量、耐用年数、特徴等）を具体的かつ詳細に記載。

※改良の場合は、施設のどこをどのように改良するのかを記載。

・整備施設の活用方法・・・中継共同物流拠点施設と卸売市場施設を一体的に整備する場合は、それぞれを分けて、整備施設をどのように活用していくのか、数値等を 用いて具体的かつ詳細に記載。

・運搬車両及び施設内の物流の動線の導線を明示した施設及び設備の配置図を添付すること。なお、中継共同物流拠点施設と卸売市場施設を一体的に整備する場合は、それぞれ分けて配置図を作成するものとし、それぞれの施設を供用する場合は、供用する部分を明示すること。

- ・既存施設の撤去の有無・・・「有」の場合は、補助対象経費に含まれていないか確認。

1. 事業者の概要

事業者名：
業務開始年： 昭和〇〇年（西暦〇〇〇〇年）
所在地： 〇〇県〇〇市〇〇

業務内容：

2. 事業の目的・効果等

○事業の目的

※中継共同物流拠点施設と卸売市場施設を一体的に整備する場合は、それぞれの目的を記載すること。

○事業により期待される効果

※中継共同物流拠点施設と卸売市場施設を一体的に整備する場合は、それぞれの効果を記載すること。

3. 事業の内容

整備内容：〇〇施設の新築工事

事業期間：〇〇〇〇年度～〇〇〇〇年度

主な施設・構造：〇〇施設（S造2階）〇〇〇m²
貯蔵・保管施設（S造3階）〇〇〇m²

事業費

総事業費：〇〇〇,〇〇〇円

用地費：〇〇〇,〇〇〇円

建設費：〇〇〇,〇〇〇円

うち国庫補助金：〇〇〇,〇〇〇円

4. 事業導入効果 . . . 〇.〇〇

※事業費5,000万円以上の場合に投資効率を記入

5. 食品等流通合理化計画 . . .

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日認定済
(〇〇〇〇年〇〇月申請予定)

6. B C P の策定 . . . 〇〇〇〇年〇〇月策定済

7. 関係者との調整状況

i. 施設整備に関すること

ii. 整備後の施設使用に関すること

8. 備考

①予算措置

②都市計画決定

③他の事業計画等への位置付け

④用地の取得

〇〇〇〇年〇月取得済（予定）

⑤周辺住民との調整

⑥その他

成果目標の設定

成果目標の具体的な内容	目標数値			目標数値決定の考え方	事後評価の検証方法
	現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	増減 (増減率)		
○中継共同物流拠点施設にあっては、中継輸送、共同輸配送の取扱数量（モーダルシフトに取り組む場合は、その取扱数量を含む。）の目標を必須として、他の目標を設定することができるものとする。 ○卸売市場施設にあっては、物流機能の強化に関する目標を必須として、他の目標を設定することができるものとする。	○○t	△△t	□□t □%増	（別葉にして提出可） ○現状及び課題（現状値と目標値の乖離の要素や原因の特定や分析等）を明らかにし、明らかにされた課題を解決するための基本的な方針・対応方向を示し、実施すべき具体的な整備内容や整備後の関係者の取組等を具体化し、これらの取組の実施により目標値が達成可能となることを論証願います。	（別葉にして提出可） ○現状値の算出方法 ○目標値の算出方法 （具体的な計算式、具体的な根拠資料（統計資料等）、具体的な調査方法等を記述すること）

中継共同物流拠点施設緊急整備事業に係る事業導入効果測定調書

年効果額の算定

第1 取扱額等向上効果

a 取扱量向上効果

① 施設面積の拡大等によるもの

施設区分	取扱品目名	施設面積			取扱数量		効果発生量 ⑥ = ⑤ - ④	品目単価 ⑦	増加収益 ⑧ = ⑥ × ⑦	年効果額	
		現況 ①	計画 ②	増減 ③ = ② - ①	現況 ④	整備後 ⑤				純益率 ⑨	⑩ = ⑧ × ⑨
		m ²	m ²	m ²	t/年	t/年	t/年	千円/t	千円/年	%	千円/年
合 計											

注1) 施設区分欄には、原則として実施要領別表2の補助対象施設欄に掲げる施設を記載する。(以下同様)

注2) 取扱品目欄には、野菜・果実・水産・花きの別を記載する。(以下同様)

注3) 品目単価及び純益率の算定方法については、参考に示すとおりとし、その算定根拠を添付すること。(以下同様)

② 取引の効率化等によるもの

施設区分	効果要因	取扱品目名	取扱量		効果発生量 ③ = ② - ①	品目単価 ④	増加収益 ⑧ = ⑥ × ⑦	年効果額	
			現況 ①	整備後 ②				純益率 ⑥	⑦ = ⑤ × ⑥
			t/年	t/年	t/年	千円/t	千円/年	%	千円/年
合 計									

注) 効果要因欄には、発生する効果の具体的内容を記載する(以下同じ。)

b 品質向上効果

① 取扱品目の品質の劣化低減によるもの

施設区分	効果要因	取扱 品目名	年間 取扱量 ①	品質の劣化等による廃棄量			品目 単価 ⑤	増加 収益 ⑥ = ④ × ⑤	年効果額	
				現 況 ②	整備後 ③	減少量 ④ = ③ - ②			純益率 ⑦	⑧ = ⑥ × ⑦
			t/年	t/年	t/年	t/年	千円/t	千円/年	%	千円/年
合 計										

② 取扱品目の品質向上による単価上昇によるもの

施設区分	効果要因	取扱 品目名	年間 取扱量 ①	品目単価			増加 収益 ⑤ = ① × ④	年効果額	
				現況 ②	整備後 ③	上昇額 ④ = ③ - ②		純益率 ⑥	⑦ = ⑤ × ⑥
			t/年	千円/t	千円/t	千円/t	千円/t	%	千円/年
合 計									

注) 年間取扱数量①欄には、付加価値の向上が見込まれる品目の年間取扱数量を記入すること。

第 2 物流コスト削減効果

施 設 区 分	効 果 要 因	現況の物流に係る年経費 ①	整備後の物流に係る年経費 ②	年物流コスト削減額 ③=①-②
		千円/年	千円/年	千円/年
合 計				

第 3 事務処理効率化効果

施 設 区 分	効 果 要 因	現況の事務処理業務に係る 年経費 ①	整備後の事務処理業務に係る 年平均経費 ②	年事務処理等経費削減額 ③=①-②
		千円/年	千円/年	千円/年
合 計				

第 4 施設維持管理コスト削減効果

施 設 区 分	効 果 要 因	現況の施設維持管理に係る 年経費 ①	整備後の維持管理に係る年 経費 ②	年施設維持管理コスト削 減額 ③=①-②
		千円/年	千円/年	千円/年
合 計				

第5 廃棄物処理削減効果

施設区分	効果要因	現況の廃棄物処理に係る年経費 ①	整備後の廃棄物処理に係る年経費 ②	年廃棄物処理費削減額 ③=①-②
		千円/年	千円/年	千円/年
合計				

第6 施設活用効果

施設区分	施設利用形態	施設使用料等による収入 ①	運営経費 ②	年効果額 ③=①-②
		千円/年	千円/年	千円/年
合計				

第7 施設耐震化効果

施設区分	復旧経費軽減額			収入遺失軽減額			資産損失軽減額			地震発生確率 ⑩	年効果額 (③+⑥+⑨) ×⑩
	整備前 ①	整備後 ②	軽減額 ③=①-②	整備前 ④	整備後 ⑤	軽減額 ⑥=④-⑤	整備前 ⑦	整備後 ⑧	軽減額 ⑨=⑦-⑧		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%/年	千円/年
合計											

第8 その他の効果

投資効果等の総括

第 1 年総効果額の総括

(単位：千円/年)

区 分	効 果 項 目	年 効 果 額
食品産業活性化効果	第 1 取扱額等向上効果	
	① 取扱量向上効果	
	② 品質向上効果	
食品流通コスト削減効果	第 2 物流コスト削減効果	
	第 3 事務処理効率化効果	
	第 4 施設維持管理コスト削減効果	
環境向上効果	第 5 廃棄物処理削減効果	
そ の 他	第 6 施設活用効果	
	第 7 施設耐震化効果	
	第 8 その他の効果	
合 計 (年総効果額)		

第2 施設の総合耐用年数

(単位：千円)

施 設 名	耐用年数 ①	工 事 費 ②	年工事費 (減価額) ③ = ② ÷ ①
計	—	④	⑤
総合耐用年数 = ④ ÷ ⑤ (小数点第 2 位四捨五入)			

(注) 施設別の耐用年数は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省省令第 18 号）第 5 条の規定による処分制限期間とする。

第3 廃用損失額

(単位：千円)

[illegible]

第 4 投資効率の総括

区 分	算 式	数 値
総事業費	①	千円
年総効果額	②	千円／年
総合耐用年数	③	年
還元率	④	
妥当投資額	⑤ = ② ÷ ④	千円
廃用損失額	⑥	千円
投資効率	⑦ = (⑤ - ⑥) ÷ ①	

(注 1) 還元率は以下の式により求めるものとする。

$$\text{還元率} = \frac{i \times (1 + i)^n}{(1 + i)^n - 1}$$

$$i = 0.04$$

$$n = \text{総合耐用年数} = \frac{\text{事業費合計額}}{\text{施設等別年事業費の合計額}}$$

$$\text{ただし、施設等別年事業費} = \frac{\text{施設等別事業費}}{\text{当該施設耐用年数}}$$

(注 2) 投資効率は小数点以下 2 桁まで求めるものとする。

(参考)

取扱量向上効果等に必要な品目単価及び純益率の算定方法

1 品目単価

品目単価は、原則として取扱品目における平均的な品種・品目のものの最近5か年間の各年の卸売価格（明らかに異常な価格と認められる年を除く各年の平均価格）の加重平均価格とする。

2 純益率

取扱品目ごとの取扱量の増加等に係る純益率の算定は、以下による。

(1) 卸売場等、卸売業者の収益が見込まれる施設に係るもの。

$$\begin{array}{l} \text{純益率(\%)} = \\ \text{(売上総利益率)} \end{array} = \frac{\text{卸売業者の年間売上総利益(委託販売手数料+買付販売損益)}}{\text{卸売業者の年間総売上高(受託販売金額+買付販売額)}} \times 100$$

純益率については、小数点以下2桁（3桁四捨五入）まで求めるものとする。

この場合において、卸売業者の年間売上総利益及び年間総売上高は、原則として当該卸売市場の最近5か年間の事業実績による加重平均値とする。

(2) 仲卸売場等、仲卸業者の収益が見込まれる施設に係るもの。

$$\begin{array}{l} \text{純益率(\%)} = \\ \text{(売上総利益率)} \end{array} = \frac{\text{仲卸売業者の年間売上総利益(売上高-売上原価)}}{\text{仲卸売業者の年間総売上高}} \times 100$$

純益率については、小数点以下2桁（3桁四捨五入）まで求めるものとする。

この場合において、仲卸売業者の年間売上総利益及び年間総売上高は、原則として当該卸売市場の最近5か年間の事業実績による加重平均値とする。

別記様式第3号（第11第1項関係）

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

補助事業者名
代 表 者 氏 名

〇〇年度中継共同物流拠点施設緊急整備事業の交付決定前着手届

中継共同物流拠点施設緊急整備事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担すること。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

取組名	補 助 事 業 者	施設区分	事業量	事業費	工事開始 予定年月 日	しゅん功予定 年 月 日	理 由

別記様式第 4 号（第12第 2 項関係）

事業成果状況報告書

		成果目標Ⅰ								成果目標Ⅱ							(〇〇年度)											
施設 名	補助 事業 者名	成果目標 の具体的 な内容	事業実施後の状況						成果目標 の具体的 な実績	類別	成果目標 の具体的 な内容	事業実施後の状況						成果目標 の具体的 な実績	事業内容 (施設区 分、構造、 規模等)	事業費 (円)	負担区分 (円)				完了年 月日	事業実 施主体 の評価	備考	
			計画時 (△△ 年)	1 年後 (□□ 年)	2 年後 (◇◇ 年)	3 年後 (〇〇 年)	目標値 (〇〇 年)	達成率				計画時 (△△ 年)	1 年後 (□□ 年)	2 年後 (◇◇ 年)	3 年後 (〇〇 年)	目標値 (〇〇 年)	達成率				補助金	都道府 県費	市町 村費	その他				

○添付書類
①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設の能力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営規程
⑦収支計画、⑧その他総括審議官が必要と認める資料等

別記様式第 5 号（第12第 3 項関係）

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）

補助事業者名
代表者氏名

中継共同物流拠点施設緊急整備事業の事業実施に関する改善計画について

〇〇年度において実施した中継共同物流拠点施設緊急整備事業について、当初事業実施計画の成果目標の達成等が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

【記入要領】

目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合は、下記の 1、2 に記入すること。

記

1. 事業の導入及び取組の経過

2. 当初事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

別記様式第 6 号（第 14 関係）

○年度 中継共同物流拠点施設緊急整備事業収益状況報告書

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知があった中継共同物流拠点施設緊急整備事業に関する令和○年度の収益の状況について、中継共同物流拠点施設緊急整備事業実施要領第 14 の規定に基づき、以下のとおり報告する。

記

- 1 事業の内容
- 2 補助事業の実施により得られた収益の累計額
- 3 上に要する費用の総額
- 4 補助金の確定額 ○年○月○日付け○○第○○号により確定
- 5 前年度までの収益納付額
- 6 本年度収益納付額
- 円
- 円
- 円
- 円
- 円
- 円

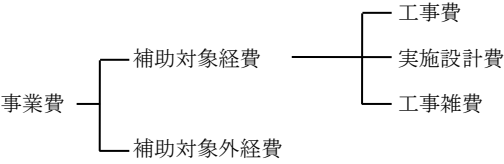
(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。

- (注)
1. 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
2. 添付資料が報告者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別表第 1

中継共同物流拠点施設緊急整備の事業費構成の標準



別表第2

共通仮設費

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機 械 器 具 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監視及び安全標識、合図等に要する費用
運 搬 費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

別表第3

現場管理費

区 分	内 容
労 務 管 理 費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従 業 員 給 与 手 当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員及び現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費（ただし、電波障害等に関する補償費を除く。）
原価性経費配布額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑 費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

別表第4

一般管理費

区 分	内 容
役 員 報 酬	取締役及び監査役に要する経費
従 業 員 給 料 手 当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛け金を含む。）
法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福 利 厚 生 費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維 持 修 繕 費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事 務 用 品 費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調 査 研 究 費	技術研究、開発等の費用
広 告 宣 伝 費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交 際 費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付
地 代 家 賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置、事務用品等の原価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保 険 料	火災保険その他の損害保険料
契 約 保 証 費	契約保証に必要な費用
雑 費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

別表第 5

工事雑費

区 分		内 容
報 酬	金	用地買収交渉、土地物件等の評価、登記事務
賃 金	金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）
共 済 費	費	賃金に係る社会保険料
需 用 費	費	消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費、食糧費 （事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。）
役 務 費	費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、雑役務費
委 託 費	費	測量、設計、登記等の委託費
旅 費	費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
使用料及び賃借料		土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料
備 品 購 入 費	費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具
公 課 費	費	
代行施行管理料		代行施行における受託代行者の事業施行管理料

事務取扱様式第 1 号（別表 5 第 1 第 2 項関係）

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

補助事業者名
代 表 者 氏 名

〇〇年度中継共同物流拠点施設緊急整備事業の施行方法等について

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で交付決定のあったこの事業について、施行方法等を下記のとおり報告します。

記

対象施設等名 又は工事等名	
施行方法	☐ 請負施行 ☐ 代行施行
契約方式	☐ 指名競争入札による契約 ☐ 随意契約 (入札又は契約予定年月日 年 月 日)
上記の契約方式を 選択した理由	(一般競争入札に付し難く、指名競争入札による契約 又は随意契約によらざるを得ない理由を記載する。)
指名競争入札における 指名基準	(指名基準、指名方法等について記載する。)

(施行方法、契約方式の欄は、該当する項目の□にチェックを入れること。)

事務取扱様式第2号（別表5第1第2項関係）

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

補助事業者名
代 表 者 氏 名

〇〇年度中継共同物流拠点施設緊急整備事業における入札結果報告・着工届
このことについて、下記のとおり入札結果を報告し、着工を届け出ます。

記

対象機械・施設等名 又は工事等の契約名		
施行方法	直営施行・請負施行・委託施行・代行施行	
施工業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・ 代行施行における競争見積・随意契約	
入札執行年月日	年 月 日	
入札立会者の 所属・役職・氏名		
入札予定価格（税抜）	円	
入札参加業者名及び 入札価格（税抜）		円
		円
		円
		円
		円
入札執行回数	回	
落札業者名(契約業者名)		
契約価格（税込）	円	
契約年月日	年 月 日	
建築場所		
工事開始日	年 月 日	
完了予定年月日	年 月 日	

工事監理者	
入札結果等の公表方法	
備考	年 月 日付け〇〇第〇〇〇号 交付決定通知

- (注) 1 「施行方法」欄及び「入札方法」欄は、該当するものを○で囲む。
- 2 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。
- 3 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投じられた価格を記入する(途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする)。
- 4 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
- 5 「施工業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。
- 6 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法等を記入する。
- 7 交付決定前に着手した場合、「備考」欄は交付決定前着手届の文書番号等を記入する。
- 8 本報告・届出に際しては、工程表を添付すること。また、「談合等により指名停止を受けている事業者の補助事業等における取扱いについて」(平成 27 年 1 月 26 日付け 26 経第 1258 号農林水産省大臣官房長通知)に基づき、競争入札等に参加しようとする者に参考様式を例として申立書の提出を求め、これを添付すること。
- 9 社会保険への加入の確認をした場合、誓約書を添付すること。
- 10 事業が複数の契約からなる場合は、契約ごとに上表を整理すること。

(参考様式①)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

補助事業者 殿

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

(参考様式②)

不当事項として指摘された工事等への関係の有無に係る申立書

年 月 日

補助事業者 殿

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、過去1年間、会計検査院から不当事項として指摘された工事等に関与していない(又は関与していた)ことを申し立てます。

また、この申告が虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) 会計検査院から不当事項として指摘された工事等に関与していた場合は、以下の内容を記載すること。

①会計検査院の指摘事項の概要

②当該工事における当社の役割について

(参考様式③)

誓約書

(発注者名) 殿

工事名：

標記の工事においては、工事を施工する建設業者について社会保険関係法令の遵守を徹底する観点から、下記のことを誓約します。

記

次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）をすべての回数において下請負人とししないこと。

- （１）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- （２）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- （３）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

年 月 日

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者

事務取扱様式第3号（別表5第1第4項関係）

代行施行によることの理由の確認表

事業名：〇〇年度中継共同物流拠点施設緊急整備事業
事業内容（施設名）：

業務内容		検討内容
1 代行施行管理 （建設工事）	(1) 実施設計書の作成又は検討	(※製造請負工事と一体的に代行施行を選択する場合は、代行者が実施することとなるので、理由は不要。)
	(2) 業者選定の執行	補助事業者が、適正に入札参加業者等を選定できない理由
	(3) 入札の執行	補助事業者が、適正な競争入札を行うことができない理由
	(4) 施工管理 ① 施工管理者の確保 ② 工程の調整 ③ 工事の監理 ④ 工事の検査 ⑤ しゅん功検査、引き渡し	・ 補助事業者が、建設工事を設計図書（図面及び仕様書）と照合し、工事が設計図書のとおりを実施されているか確認することができない理由 ・ 補助事業者が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完成させることができない理由
2 製造請負管理 （製造請負工事）	(1) 基本計画、仕様の作成	プラントの基本設計及び仕様の作成について、代行者の協力が必要な理由
	(2) 業者選定の執行	補助事業者が、適正にプラント業者等を選定できない理由
	(3) 業者決定の執行	補助事業者が、適正な競争見積を行うことができない理由
	(4) 実施設計の検討	実施設計の検討を代行者に委託する理由
	(5) 施工管理 ① 施工管理者の確保 ② 工程の調整 ③ 工事の監理 ④ 工事の検査 ⑤ しゅん功検査、引き渡し	・ 補助事業者が、プラント工事を設計図書（図面及び仕様書）と照合し、工事が設計図書のとおりを実施されているか確認することができない理由 ・ 補助事業者が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完了させることができない理由

事務取扱様式第 4 号（別表 5 第 3 第 1 項関係）

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

補助事業者名
代 表 者 氏 名

〇〇年度中継共同物流拠点施設緊急整備事業のしゅん功届

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で交付決定のあったこの事業について、下記のとおり工事が完了しましたので届け出ます。

記

事業種類	
事業内容 (施設名・処理量等)	
事業費 (円)	
建築場所	
工事開始日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
〇〇法	
しゅん功検査年月日 (または予定日)	
引渡し年月日 (または予定日)	
請負等業者	
工事監理者	

注：請負人等からの完了届の写しを添付すること。

事務取扱様式第5号（別表5第6第3項関係）

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

補助事業者名
代 表 者 氏 名

〇〇年度中継共同物流拠点施設緊急整備事業で取得又は効用の増加した施設等の災害報告について

〇〇年度において中継共同物流拠点施設緊急整備事業で取得又は効用が増加した施設等が災害（例：台風〇〇号）により被災したので、報告いたします。

記

- 1 被災施設等の概要
 - (1) 地区名及び〇〇取組名
 - (2) 補助事業者名
 - (3) 施設等の所在地
 - (4) 施設等の構造、規格、規模等
 - (5) 事業費
 - ア 補助金
 - イ その他の負担金
 - (6) 取得年月日
- 2 災害の概要
 - (1) 災害の原因
 - 年 月 日台風第〇〇号による強風
(〇〇気象台調べ 〇時〇分 m/s (瞬間風速))
 - (2) 被災の程度
 - 〇〇㎡の被覆材及びパイプの破損
破損見積額
- 3 被害見積価格（復旧可能なものにあつては、復旧見込額）
- 4 その他（災害復旧計画及び資金計画）

[添付資料]

- 1 事業実施計画書の写し
- 2 財産管理台帳の写し
- 3 管理運営規程
- 4 その他総括審議官が必要と認める書類

事務取扱様式第6号（別表5第6第4項関係）

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

補助事業者名
代 表 者 氏 名

〇〇年度中継共同物流拠点施設緊急整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築
（模様替え、移転、更新等）届について

〇〇年度において中継共同物流拠点施設緊急整備事業で取得又は効用が増加した施設等を増築
（模様替え、移転、更新等）したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 増築等の理由
- 2 増築等に係る施設等の概要
 - (1) 地区名及び〇〇取組名
 - (2) 補助事業者名
 - (3) 施設等の所在地
 - (4) 施設等の構造、規格、規模等
 - (5) 事業費
 - ア 補助金
 - イ その他の負担額
 - (6) 取得年月日
- 3 増築等の概要（例）
 - (1) 増築等

増築	鉄骨スレート葺	〇〇㎡	事業費	〇〇〇	千円
増設	〇〇ライン	〇〇箱／日処理	事業費	〇〇〇	千円
 - (2) 事業費の負担区分
 - (3) 着工予定時期
 - (4) 増築等の効果

[添付資料]

- 1 当初事業実施計画書の写し
- 2 処理能力計算書
- 3 経営収支計画
- 4 建物平面図及び側面図並びに増設配置図
- 5 財産管理台帳の写し
- 6 その他総括審議官が必要と認める書類

別添様式（第7第1項（6）関係）

事業実施主体名

代表者名

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

中継共同物流拠点施設緊急整備事業実施要領（令和6年12月18日年付け6新食第2049号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第7第1項（6）に基づき以下のとおり、チェックシートの取組を実施します。

下記の各項目のうち、事業実施期間中に実施する内容について、□欄に✓又は■を記入してください。
該当しない場合は、□欄には／（斜線）を記入してください。

	申請時 (します)	（１）適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 農林水産物の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施すること等を検討又はそのような工夫を行っている配送業者と連携することを検討	☐

	申請時 (します)	（２）適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲） 農林水産物の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施すること等を検討又はそのような工夫を行っている配送業者と連携することを検討	☐

	申請時 (します)	（３）エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	（４）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑥	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑦	☐	資源の再利用を検討	☐

	申請時 (します)	（５）生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑧	☐	生物多様性に配慮した事業実施に努める ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合のみ	☐
⑨	☐	排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 ※特定事業場である場合のみ	☐

	申請時 (します)	（６）環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑩	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑪	☐	関係法令の遵守	☐
⑫	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑬	☐	機械等の適切な整備と管理に努める ※機械等を扱う事業者等である場合のみ	☐
⑭	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

- （注） 1 提出に当たっては、「申請時（します）」欄の「□」に、事業実施状況報告書に当たっては、「報告時（しました）」欄に、それぞれチェックすること。
2 （11）の「関係法令」とは、以下に掲げるものをいう。
・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
・農業取締法（昭和23年法律第82号）
・植物防疫法（昭和25年法律第151号）
・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）
・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）